

一般社団法人 日本介護支援専門員協会

出張・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 日本介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）の業務のため出張する者に対して支給する旅費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員等 当法人定款第16条に規定する役員及び当法人が出張を要請する者をいう。
- (2) 職員等 当法人職員就業規則第2条に規定する職員並びに非常勤職員等をいう。
- (3) 出張 当法人に関する業務のために通常の勤務地を離れて移動することをいう。

(旅費の支給区分)

第3条 旅費の支給区分は、特に定めるもののほか付表のとおり定める。但し、同日および宿泊を伴う前後日に他団体の会議出席等により、当法人以外から旅費が支給される場合は、当法人からは支給しない。

(出張命令)

第4条 出張は、会長又はその委任を受けた者（以下「出張命令者」という。）の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令者は、必要と認めるときは、既に発した出張命令を変更することができる。

(出張手続き及び仮払い)

第5条 出張をする場合はあらかじめ出張命令者に報告し、その承認を得たものに対して旅費の仮払いを受けることができる。

(出張報告及び精算)

第6条 出張の報告及び精算には、出張報告書及び出張旅費明細書を作成し、出張命令者の決済を経て経理にて精算すること。

(旅費の種類)

第7条 旅費の種類は、運賃（鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等）、日当及び宿泊費とする。

(旅費の計算)

第8条 運賃は、順路（業務遂行上最も経済的な通常の経路及び方法）により計算する。但し、業務上の必要性、天災その他やむを得ない事由により、順路により出張ができない場合は、実際の経路により計算する。

2 運賃は鉄道運賃、船舶運賃、航空運賃、バス運賃等とする。

3 鉄道運賃とは乗車料金の他、必要に応じてこれに付帯する特別急行料金、普通急行料金、座席指定料金および寝台料金をいう。

4 バス運賃等とはバス及びタクシーの料金をいい、実費を支給する。

- 5 航空機を利用する場合には、付表1の範囲に出張する場合とし、実費金額を支給する。
- 6 鉄道または船舶で所定級の無い区間については、下位の等級で計算する。
- 7 当法人が支給した通勤定期を利用できる区間の運賃は支給しない。

(随行出張)

第9条 職員等が役員等に随行して出張する場合、その他出張の性質によって所定の旅費の支給が適当でないと認める場合は、実費を支給することがある。

(出張の区分)

第10条 出張は次の区分に従い、外出旅費と出張旅費とする。

(1) 外出旅費

事務局を起点として目的地までの距離の累積が片道100Km未満の地域

(2) 出張旅費

事務局を起点として目的地までの距離の累積が片道100Km以上かつ所要時間の累積が片道1時間以上を要し、業務の都合で宿泊を伴う場合をいう。

(外出旅費)

第11条 外出旅費は普通車を利用、原則として日帰りとし、運賃のみを支給する。やむを得ない事情により宿泊の必要がある場合は、事前に所属長の承認を得た上で、宿泊を証明する書類の提出により、所定の宿泊料を支給する。

(日当・宿泊費の計算方法)

第12条 日当および宿泊費は、出張の初日から最終日まで日数により出張日数、宿泊日数を応じて付表2に定める料金を支給する。但し、近地外出については、支給しない。

(自己自動車の使用)

第13条 出張または近地外出において自己の自動車を使用した場合は、高速道路通行料、ガソリン代、駐車料金、その他の経費は、付表3に定める料金を支給する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、常任理事会の決議による。なお、改正があった場合、すみやかに理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月30日より施行する。
- 2 この規程の一部改正は、平成21年4月1日より施行する。
- 3 この規程の一部改正は、平成22年12月3日より施行する。
- 4 この規程の一部改正は、平成24年9月7日より施行する。
- 5 この規程の一部改定は、平成26年5月23日より施行する。
- 6 この規程の一部改正は、平成30年3月16日より施行する。
- 7 この規程の一部改正は、平成30年4月13日より施行する。
- 8 この規程の一部改正は、平成30年7月13日より施行する。
- 9 この規程の一部改正は、平成31年4月1日より施行する。
- 10 この規程の一部改正は、令和元年12月13日より施行する。

付表 1 航空機の利用できる範囲（事務局を拠点とした場合）

- (1) 新幹線が開通していない地域。
- (2) 航空運賃が他の運賃より低額の場合。
- (3) その他

付表 2 日当・宿泊費の上限額は、つぎのとおりとする。但し、急な会務等でやむを得ず宿泊の必要が生じた場合は、宿泊費実費を支給することができる。

役 職	日 当	宿泊費（1）	宿泊費（2）
理事・監事 代議員 都道府県支部長 各専門委員	集合（参集）会議 8,800 円 Web会議 3,000 円	15,000 円	12,000 円
次長職以上の者	3,000 円	12,000 円	10,000 円
課長職の者	2,000 円	10,900 円	9,800 円
一般職級の者	2,000 円	10,900 円	9,800 円

- (1) 宿泊費（1）は、東京都の他、政令指定都市に宿泊した場合に適用する。
- (2) 宿泊費（2）は、宿泊費（1）以外の都市に宿泊した場合に適用する。

付表 3 自己自動車交通費

移動距離（片道）	ガソリン代	高速道路通行料	駐車料金
50km 未満	1 km/30 円	—	実費
50km 以上	1 km/30 円	実費	実費

参考（第 8 条関連） 100km 以内の地域（事務局を基点とした場合）

